

平成25年第4回弘前市教育委員会会議録

日時 平成25年2月25日（月）
午後1時00分

場所 中央公民館岩木館大研修室

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
 - 報告第3号 臨時代理の報告について
(弘前市立図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)
 - 報告第4号 臨時代理の報告について
(弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)
 - 報告第5号 臨時代理の報告について
(弘前市立博物館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)
 - 報告第6号 臨時代理の報告について
(弘前市郷土文学館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)
- 6 議案の審議
 - 議案第15号 弘前市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案
 - 議案第16号 弘前市事務分掌条例及び弘前市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例案に対する意見申出について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 山科 實 委員、2番 今 由香 委員、3番 土居 真理 委員、

4番 前田 幸子 委員、5番 佐藤 紘昭 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 野呂 雅仁、学務課長 佐藤 賢也、指導課長兼教育研究所長 工藤 雅哉、生涯学習課長 桜庭 哲紀、文化財保護課長 小野 俊彦、保健体育課長 柴田 幸博、中央公民館長 相馬 剛、中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長 有馬 靖、弘前図書館長兼郷土文学館長 北嶋 郁也、博物館長 土谷 伸夫

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 鳴海 誠、教育総務課総務係長 高谷 由美子、教育総務課総務係主査 前田 修

午前10時00分 開会

○委員長（山科 實委員） これより平成25年第4回弘前市教育委員会会議を開会します。

ただいまの出席者数は5名で定足数に達しているのので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に3番土居真理委員と4番前田幸子委員を指名します。会期は本日1日としたいと思うがいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認め、会期は本日1日とします。本日の案件は報告が4件、議案2件です。当日配付の議案を配付いたさせます。

なお、議案第16号は、議会の議決事件にかかわる事項であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思うがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 異議なしと認め、議案第16号は、非公開で審議いたします。

・報告第3号について

○委員長（山科 實委員） まず、報告第3号臨時代理の報告について説明をお願いします。

○図書館長（北嶋郁也） 報告第3号臨時代理の報告について御説明申し上げます。教育委員会の承認を得て弘前図書館が必要と認める場所に分室を設置するこ

とができるようにするため、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したもので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

今回の提案した議案は、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案とわかりにくい表現になっておりますが、これは昨年11月9日の教育委員会会議で御審議、可決いただき、12月市議会定例会において可決された弘前市立図書館条例の一部を改正する条例がまだ施行されていないことから、その条例の一部を改正して、改めて弘前市立図書館条例の一部を改正する条例として施行しようとするものでありまして、今回、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案という表記になってございます。

一部改正の提案理由でございますが、教育委員会の承認を得て、弘前市立弘前図書館が必要と認める場所に分室を設置することができるようにするため、所要の改正をしようとするものであります。

今回、改正の内容でございますが、弘前市立図書館条例の一部を改正する条例（平成24年弘前市条例第42号）の一部を次のように改正する。第2条の改正規定中、場所にの次に「分室又は」を加えるというものでございます。このたびの改正は、弘前駅前再開発ビルの3階フロアー、(仮称)駅前分庁舎内に設置する予定の子ども図書館について、その規模や運営体制などを考慮し、独立した図書館としてではなく弘前図書館の分室として位置づけ整備運営しようとすることから、そのため条例上で分室の規定を新たに追加するものでございます。なお、附則として、施行期日でございますが、今回の改正については公布の日から施行するものでございます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告に対し御質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、報告第3号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって報告第3号は承認されました。

- ・ 報告第4号について
- ・ 報告第5号について
- ・ 報告第6号について

○委員長（山科 實委員） 次に、報告第4号臨時代理の報告について、報告第5号臨時代理の報告について、報告第6号臨時代理の報告についての以上3件は、い

ずれも障害者自立支援法の一部改正によるものであることから、関連がありますので、一括して審査に供したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(山科 實委員) 御異議なしと認め、報告第4号から報告第6号まで一括して説明をお願いします。

○中央公民館長(相馬 剛) 報告第4号臨時代理の報告についてであります。障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため弘前市公民館条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、事務の委任等に関する規則第2条第8号に掲げる下記の事務を同規則第4条第2項の規定に基づき臨時代理したので、報告するものでございます。

弘前市立公民館条例の一部を改正する条例案ということで、障害者自立支援法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため所要の改正をしようとするものであります。障害者自立支援法の一部改正は昨年6月20日に成立してございます。それを受けましての改正でございますが、第12条第2項はプラネタリウムの観覧料を無料にする規定でございますが、そのうち「障害者自立支援法」という名称がございましたが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と法律の題名が変更になってございます。これは、従来法律に新たに理念規定を加えてございます。それから、障がい者に対する支援内容の再編というものを行っております。それらを踏まえた形で法律の名称を変更したものでございます。同じく第5条第11項に規定する施設入所支援とございますが、これを改正しまして第5条第10項に規定する施設入所支援となっております。これは、障害者自立支援法の一部改正の中で、従来細分化されて2種類の支援サービスの内容に分かれてあったものを一つにまとめたことに伴い、第5条第11項にありました施設入所支援という規定が一つ少なくなったため繰り上げとなります。従いまして、支援内容には何も関係がないということで、ここの観覧料無料対象者には何ら影響を与えるものではないということでございます。

法律の名称変更については施行月日が平成25年4月1日、それから、条項異動については経過措置等を有するようですので平成26年4月1日施行と、附則に定められている施行期日が異なっております。

○博物館長(土谷伸夫) 報告第5号について御説明いたします。

ただいま御説明ございました公民館条例と提案理由は同様でございます。博物館条例は第13条観覧料の無料に関する規定でございますが、第13条第1項第3号の「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改めまして、「第5条第11項」を「第5条第10項」に改めるというものです。法律の名称変更に関する改正については平成25年4月1日から施行すると。第11項を第10項に改める条項の移動に関しては、平成26年4月1日か

ら施行すると規定しております。

○郷土文学館長（北嶋郁也） 報告第6号臨時代理の報告について。弘前市郷土文学館条例の一部を改正する条例案でございますが、提案理由、改正の内容ともに中央公民館長、博物館長の説明と同じでございます。郷土文学館条例は第5条が当該規定となっております。同様の改正内容、附則も同様の内容となっております。

○委員長（山科 實委員） ただいまの報告第4号から第6号に対し御質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 採決はそれぞれ1件ずつ行います。まず、報告第4号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって報告第4号は承認されました。次に、報告第5号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって報告第5号は承認されました。次に、報告第6号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって報告第6号は承認されました。

・議案第15号について

○委員長（山科 實委員） 議案第15号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について審議します。

○中央公民館岩木館長兼中央公民館相馬館長兼岩木図書館長兼相馬図書館長（有馬 靖） 議案第15号弘前市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について御説明いたします。

提案理由ですが、弘前市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため、規則を定めようとするものであります。この条例につきましては、去る平成24年11月9日開催の教育委員会会議におきまして、議案第38号として議決をいただいております。附則においてこの条例は規則で定める日から施行するとしております。これは、この条例を定めた時点では新しい中央公民館相馬館が設置される（仮称）相馬地区住民ふれあいセンターのオープンの日が未定であったため、その具体的な施行期日の決定については後日定める規則にゆだねる形としましてこのように定めたものですが、このたびオープンの日が平成25年3月25日と正式決定し、新しい相馬館もその日に開館することとなりました。そこで、弘

前市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を定めまして、この条例の施行期日を平成25年3月25日と定めようとするものでございます。

○委員長（山科 實委員） ただいまの説明に対し質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） それでは、議案第15号を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山科 實委員） 御異議なしと認めます。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

・議案第16号について

○委員長（山科 實委員） 議案第16号弘前市事務分掌条例及び弘前市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例案に対する意見申出について審議します。

（非公開で審議—原案どおり可決）

○委員長（山科 實委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。これをもって平成25年第4回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後1時28分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係主査 前田 修

弘前市教育委員会

委員長 山 科 實

署名者 土 居 真 理

署名者 前 田 幸 子